

岡山市市有施設の「屋根貸し」による太陽光発電設備設置事業公募要領

1 目的

岡山市（以下「市」という。）では、再生可能エネルギーの普及拡大、災害時等に太陽光発電設備で発電した電気を非常用電源として使用することによる分散型電源の確保及び行政財産の有効活用を図るため、既存の市有施設の屋根又は屋上（以下「屋根等」という。）に太陽光発電設備（付帯設備を含む。以下同じ。）を設置し、発電を行う事業（以下「太陽光発電事業」という。）を実施する事業者を募集する。

2 募集概要

(1) 対象施設

別紙1「「屋根貸し」対象施設一覧表」のとおり。

(2) 応募申込及び事業提案

太陽光発電事業を行おうとする者は、希望する市有施設を選択し（複数施設の選択可）、応募申込書（様式1）及び応募する施設ごとに太陽光発電設備の仕様、施工内容、維持管理等に関する事業提案書（様式3）を作成し、市へ提出するものとする。

なお、応募申込及び事業提案に当たっては、現地見学会（P5の5）への参加を要する。

(3) 事業実施者の選定

ア 基本協定の締結等

市は、提出された事業提案書を審査し、最も優れた提案をした者を事業実施者に選定する（以下「選定事業者」という。）。

選定事業者は、関係部署と必要な調整を行った後、速やかに市との間で太陽光発電事業の実施に関する基本的事項を定めた協定を締結するとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項による当該施設の使用許可を受けた後、太陽光発電事業を実施する。

イ 費用負担等

選定事業者は、太陽光発電設備の設置、系統電力線への接続、維持管理、売電、発電事業終了後の原状回復等、当該事業に係る一切の費用を負担するとともに、市に対し当該施設使用に係る使用料を納付する。

(4) 事業期間

太陽光発電事業は、協定締結日から遅くとも1年以内に開始することとし、その事業期間は最長20年間とし、選定事業者の提案に基づき、協定において定める。

(5) 売電方法

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」に基づき、選定事業者は原則として発電した電気の全量を電気事業者（一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者）に売却する。

3 太陽光発電事業実施に当たっての条件

(1) 太陽光発電事業実施について

太陽光発電事業の実施に当たっては、以下の事項を遵守すること。

ア 市有施設の維持・管理に支障を来さない場所及び施工方法により太陽光発電設備を設置するとともに、その運転に当たっては、市有施設の構造、設備等に損害を生じさせないように十分に注意すること。万が一支障又は損傷が生じた場合は、選定事業者の責任において速やかに改善又は原状回復を図ること。

イ 太陽光発電設備の設置、維持管理等のため市有施設に立ち入る場合は、事前に施設管理者の了解を得ること。

ウ 太陽光発電事業に起因して市又は第三者に損害を与えたときは、選定事業者がその損害を賠償する義務を負うこと。

エ 太陽光発電事業に起因して市又は第三者に対して損害を与えた場合の賠償に備え、損害保険や賠償責任保険に加入すること。

オ 周囲への光害が懸念される場合には、光害を起こさないように対策を施すこと。また、周囲の景観との調和に配慮すること（広告物の表示は不可）。

カ 関係法令の遵守

建築基準法（昭和25年法律第201号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）等の関係法令を遵守すること。

(2) 太陽光発電設備について

ア 停電時の自立運転及び市有施設への電力供給

災害等により電気事業者からの電力供給が停止した場合でも自立運転可能なものとし、発電する電力は当該施設で使用する電源として無償で供給するとともに、当該設備から容易に電源がとれるようにコンセントの設置場所等活用方法の提案をすること。

イ 発電出力の確保

高性能の設備の導入使用、屋根等スペースの最大限の活用などにより、発電出力がより大きくなるよう工夫に努めること。ただし、市有施設の維持・管理に必要なスペースを確保し、市有施設の維持・管理に支障を与えてはならない。

ウ 耐久性

市から提示する設計図等をもとに、設備の設置に伴う負荷荷重の増加に伴い、既存の屋

根等が長期荷重・地震力・風圧力・その他外力に対して耐久性に問題がないことを構造計算等により確認すること（協定の締結時には構造計算書等根拠資料の提出が必要）。

(3) 施工について

ア 保証

設置施工は、設置施工者から保証の得られるものとする。

イ 屋根等防水

設置施工に伴い、屋根等の防水に影響を与える場合は、雨漏り等が生じないように、適切な防水施工を行うこととし、防水施工者から、防水施工箇所について保証の得られるものとする。

ウ 市有施設への影響の軽減

市有施設に与える荷重、防水等の影響について、設備の軽量化、荷重の分散化、施工方法の工夫等により、可能な限り軽減を図ること。

エ 市内事業者の活用

設置施工及び防水施工に際しては、市内事業者を活用するよう努めること。

(4) 設置後の運転、維持管理等

ア 維持管理の体制整備等

事業期間中は太陽光発電設備の故障等の緊急時、即座に対応できるよう維持管理体制を整備しておくこと。なお、事業期間中に、市が維持管理上やむを得ず当該施設において工事等を施工する必要がある場合には、太陽光発電設備の一時移設等、当該工事等に協力すること。

イ 事業期間終了時の措置

事業者は、原則として発電事業の終了後90日以内に、太陽光発電設備を撤去及び原状回復を行うこと。

ウ 発電量等の表示及び照会に対する回答

再生可能エネルギーに関する普及啓発や環境教育の観点から、市民等、当該施設の利用者が容易に視認できる場所に、当該太陽光発電設備の稼働に伴う発電量等の表示モニターを設置すること。また、月ごとの発電量や年間の事業収支についての市の照会に応じること。その回答内容については、事業者の了解を得て公表することがある。

(5) 雨漏り等への対応

当該施設に雨漏りが生じた場合、それが太陽光発電設備の設置に起因するものか否かを問わず、速やかに現場確認を行うこと。太陽光発電設備の設置に起因するものである場合、選定事業者の責任において速やかに適切な防水工事を行うとともに、損傷を生じさせた設備、備品等については速やかに原状回復又は補償を行うこと。

4 市有施設の使用許可

(1) 使用料等

- ア 屋根等の使用料は、使用面積1㎡当たり年額100円以上で提案すること。
- イ 屋根等の使用面積の算定については、太陽光発電設備の水平投影面積（真上から見たときの面積）及び配線等の設置面積とし、間隔を開けて設置する場合は、その間隔の面積も含むものとする。
- ウ 屋根等以外の箇所に係る使用面積の算定及び使用料については、岡山市財産条例（昭和39年市条例第27号）の定めによる。
- エ 使用料を納付する時期及び額については、使用期間のうち初年度にあつては、年額のうち使用許可期間に相応する額（月割り計算）を使用許可と同時に納付するものとし、翌年度以降にあつては、市の通知するところにより、年額を毎年度当初に納付するものとする。

(2) 使用許可の期間

市有施設の使用許可の期間は5年を限度とし、5年ごとにその更新を受けなければ、その効力を失う。ただし、当初の使用許可に係る期間を含め、次のア～ウに掲げる期間を通算した期間を限度とする。

- ア 当初の使用許可日から太陽光発電設備の運転開始日までの期間
- イ 太陽光発電設備の運転期間（最長20年間）
- ウ 太陽光発電設備の運転が終了した日から90日を限度とした太陽光発電設備の撤去等原状復旧が終了するまでの期間

(3) 使用許可の取消し

次のア～ウのいずれかに該当するときは、市は使用許可を取り消す又は更新しないことができる。ただし、この場合に選定事業者に損失が生じても、市はその補償をしない。

- ア 市において使用許可に係る屋根等を公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
- イ 選定事業者が使用許可の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又はこれに私権を設定したとき。
- ウ 選定事業者が公募要領、協定書又は使用許可書に定める条項若しくは条件に違反、又は義務を履行しないとき。

5 現地見学会

(1) 太陽光発電事業を行おうとする者は、希望する対象施設について、下記6の表の(5)に示す期間内に実施される現地見学会に必ず参加すること（※）。

(2) 現地見学会の参加に当たっては、次に示す方法により岡山市環境局環境保全課地球温暖化

対策室にあらかじめ連絡し、指定時刻までに現地指定場所に集合すること。

【現地見学会に参加する場合の連絡方法】

平成26年6月30日（月）から平成26年7月11日（金）の期間に現地見学会参加申込書（様式4）に記載し電子メールにより連絡する。

（連絡先）岡山市環境局環境保全課地球温暖化対策室（「13問い合わせ先」参照）

※詳細な日時は、現地見学会参加申込書の受付終了後に岡山市環境局環境保全課地球温暖化対策室が当該申込者に電子メールで通知するものとする。

なお、現地見学会当日に、各施設の屋根等の平面図等、配付可能なものについては参加者に配付し、それに依りがたい資料については、後日閲覧できるようにする。また、図面が現況と異なる場合は、現況優先とする。

6 スケジュール

事業提案の募集から協定書締結までのスケジュールは次のとおり。

事 項	期日又は期間（予定）
(1) 現地見学会参加者受付	平成26年6月30日（月）～7月11日（金）
(2) 質問受付	同 6月30日（月）～7月30日（水）
(3) 質問への回答	同 6月30日（月）～7月31日（木）
(4) 現地見学会	同 7月16日（水）～7月25日（金）
(5) 応募申込書及び事業提案書受付	同 8月 1日（金）～8月15日（金）
(6) ヒアリング（必要に応じて実施）	同 9月上旬
(7) 選定事業者の決定	同 9月中旬
(8) 協定書の締結	同 9月下旬

7 応募資格

(1) 事業者の構成

太陽光発電事業に応募できる者（以下「応募者」という。）は、岡山市内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下「市内法人」という。）、又は市内法人を1社以上含む複数事業者、共同企業体、事業協同組合、特別目的会社等（以下「連合体」という。）^{注1}とする。

注1 事業者の連合体で応募する場合は、代表事業者を定めること。連合体の構成者は、太陽光発電事業に応募する他の連合体の構成者となることはできず、また、別途単独での応募もできない。

(2) 応募者の資格

本事業に応募する事業者は、以下のすべての要件を備えていることを条件とし、誓約書(様式2)又は条件を満たしていることを証する書面の提出をもってその事実を確認する。

ア 事業計画書に基づく太陽光発電事業を的確に実施するにたる技術力、経理的基礎を有していること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札の参加資格を有しないもの)に該当しないこと。

ウ 岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保の措置の期間中にないこと。

エ 市税その他徴収金の滞納がないこと(分割納付等納税の猶予を受け、手形等による納付をしている場合を含む。)

オ 法人及びその役員又は連合体の構成者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員でないこと。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

キ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

ク 現地見学会に参加していること。事業者の連合体で応募する場合は、連合体を構成する事業者のうち1社以上が現地見学会に参加していること。

ケ 過去に10kW以上の太陽光発電設備における設置工事を請負い、又は発電事業を実施した実績を有すること。事業者の連合体で応募する場合は、10kW以上の発電事業の実績を有する事業者が1社以上参加していること。

8 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

この公募要領の内容等に関する質問は、次に従い受け付けるものとする。

ア 受付期間

平成26年6月30日(月)から平成26年7月30日(水)午後5時まで

イ 受付場所

岡山市環境局環境保全課地球温暖化対策室(「13問い合わせ先」参照)

ウ 受付方法

質問は電子メールでのみ受付をする。なお、電子メールの件名は「屋根貸し事業に関する質問」とし、応募事業者名、担当者名、連絡先、電子メールアドレスを明記すること。

(2) 回答

受け付けられた質問については速やかに回答するものとし、他の応募者に対しても電子メ

ールで通知するとともに、必要があると市が判断するものについては、平成26年7月31日(木)までに市ホームページへ掲載する。質問の内容により仕様に補足を加えることも想定されるため、事業提案書等の提出前に必ず確認すること。

9 応募申込書及び事業提案書の作成等

応募者は、次に示すところに従い応募申込書、誓約書及び事業提案書(様式1~3)を作成し市に提出すること。また、複数の施設について事業提案書を提出することも可とするが、その場合は応募申込書(様式1)で複数施設を選択し、それぞれの施設についての事業提案書(様式3)を作成すること。なお、事業提案書の審査・選定は施設単位で行うものとする。

(1) 応募申込書及び事業提案書記載内容

ア 太陽光発電設備を設置する市有施設

別紙1「屋根貸し」対象施設一覧表の中から、太陽光発電設備の設置を希望する市有施設を選定し、記載すること。

イ 太陽光発電事業を実施する事業者の概要

事業提案書を提出し、太陽光発電事業を実施する事業者の概要(名称、本店所在地、代表者職氏名、支店等所在地、支店等代表者職氏名、主な事業内容、設立年月日、資本金、担当者連絡先等)を記載すること。

ウ 設置施工業者

太陽光発電設備の設置工事を行う施工業者の概要(名称、所在地、代表者職氏名、主な事業内容)を記載すること。

エ 設置後の維持管理業務を行う事業者

太陽光発電設備の維持管理業務を行う事業者の概要(名称、所在地、代表者職氏名等)

オ 発電事業実績

10kW以上の太陽光発電設備に係る請負又は発電事業の実績を記載すること。

カ 太陽光発電設備の仕様等

次の項目について記載すること。

(ア) 太陽光発電設備の仕様

太陽光電池モジュール、接続箱、パワーコンディショナ、架台等の主な設備の製造メーカー名、製品の型式、数量、1㎡当たりの荷重、年間発電見込み量等

(イ) 太陽光発電設備の図面

太陽電池アレイの配置図、発電・送電システムの構成や配線を表す図面、キュービクル・パワーコンディショナの配置位置を表す図面及び架台図面

(ウ) 施工内容等

架台を屋根等に設置する工法、防水施工の工法、施設への荷重負荷を抑制するための工夫等(各工法を表した図面を添付し、既存の施設物躯体や屋根等防水への影響の度合いがわかるようにすること。)

(エ) 設置工事の工種別スケジュール

当該設置工事に伴う市有施設の使用期間を考慮した工種別スケジュール

(オ) 設置施工及び防水施工に係る保証

設置施工及び防水施工に係る保証者、保証期間及び保証内容

キ 太陽光発電設備設置後の維持管理

太陽光発電設備設置後の維持管理方法等に関し、次の項目について記載すること。

(ア) 人員体制及び緊急時等の連絡体制

連絡体制は休日等でも連絡が取れるものとし、複数の連絡先を整えること。

(イ) 発電量のチェック、定期点検等

発電量チェックの方法及び体制並びに維持管理のための定期点検等の時期、回数及び内容

(ウ) 損害保険、賠償責任保険

市有施設又は第三者に対して損害を与えた場合に備えて、契約の締結を予定している損害保険や賠償責任保険の内容、保険金額

ク 市有施設の使用料及び使用面積

4 (3) ア～ウに記載のとおり。

ケ 太陽光発電事業の収支見込等

太陽光発電設備の初期の設置費用、太陽光発電事業の実施に係る資金調達計画、事業収支見込、キャッシュフロー見込等を記載すること。

コ 発電量の表示パネルに関する提案

発電量をリアルタイムで表示し、太陽光発電に対する市民の理解を深めるための設備の内容について記載すること。

※ 別紙1「「屋根貸し」対象施設一覧表」の特記事項で、発電量の表示パネルについて記載あるものは、特記事項の内容を考慮すること。

サ 市行政の施策への貢献に関する提案（任意）

市の環境施策への貢献（例：再生可能エネルギーに関する環境教育、普及啓発等）、地域への貢献（例：非常時に備えた蓄電池の設置等）、その他市行政の施策に貢献するような提案があれば記載すること。

シ 各施設の特記事項

現時点で把握している対象施設に係る特記事項は、別紙1「屋根貸し」対象施設一覧表のとおり。事業提案書はこの特記事項を十分に踏まえたものとする（提出された事業提案書は、それら特記事項を承知した上で提出されたものとみなす。）。

※ 現地見学会までに新たに判明した特記事項は現地見学会にて説明を行う。

(2) 提出書類等

ア 提出部数

正本1部、副本10部（応募申込書は正本1部のみ。）

事業提案書の表紙には、応募者名を記載し、応募者が押印すること^{注2}。ただし、副本には不要とする。

イ 書式体裁

大きさはA4判とする。資料や図など、見やすくするためA3判を使用する場合は、A4判の大きさに3つ折りにすること。

ウ 添付書類^{注3}

(ア) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 ※発行日から3ヶ月以内のもの

(イ) 直近3年分の財務諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書）

(ウ) 税の滞納がないことを証する書面 ※発行日から3ヶ月以内のもの

(エ) その他市が提出を求めた書類（市から指示があった場合に限る。）

注2 事業者の連合体で応募する場合は、代表事業者が事業提案書正本へ記名・押印すること。

注3 事業者の連合体で応募する場合は、ア、イの書類については各事業者のものを提出すること。なお、すべての財務諸表を作成していない場合は、作成している既存の文書を提出すること。新たに作成する必要はない。

エ その他

事業提案書は、施設ごとに1事業者につき1提案とし、一の施設に2以上の事業提案書が提出された場合は何れの事業提案書も無効とする。また、いかなる理由があっても提出期限後の事業提案書の差替え及び再提出は認めない。

(4) 応募申込書、事業提案書等の受付

ア 受付期間

平成26年8月1日（金）午前8時30分から8月15日（金）午後3時まで

イ 受付場所

岡山市環境局環境保全課地球温暖化対策室（「13問い合わせ先」参照）

ウ 提出方法

持参又は郵送で提出すること（郵送の場合は、書留郵便又は特定記録郵便に限る。受付期間内に必着のこと。）。

10 審査・選定の手続

(1) 審査方法

事業提案書の審査は、「岡山市市有施設の「屋根貸し」による太陽光発電設備設置事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、事業提案書に基づき審査を行う。審査方法は、提出書類に基づき、(2)の審査基準に照らし合わせ、事業提案の内容、事業の実施能力等を審査し、各委員ごとに採点を行う。

(2) 審査基準

項 目	評 価 基 準	点 数
(1) 事業者の経営状況, 太陽光発電事業の実績	・経営状況は安定しているか。 ・太陽光発電事業の実績があるか。	50
(2) 収支に関すること	・施設使用許可に係る使用料の提示額がより高いものを評価する。 ・収支計画は妥当なものか。	
(3) 設備	・停電時に自立運転可能なものか。 ・発電出力の高いものを設置しているか。 ・設計は具体的で、妥当なものか。 ・景観などの面で問題はないか。	150
(4) 施工	・設置施工及び防水施工の工法は妥当か。 ・設置施工及び防水施工の保証内容は十分か。 ・施設への影響を軽減する工法となっているか。	
(5) 維持管理	・通常時又は緊急時に適切な対応が取れる体制となっているか。 ・損害保険に加入しているか。その内容は十分か。	
(6) その他の提案	・発電量の表示設備はわかりやすいものか。 ・市行政の施策に貢献する提案があるか。その貢献度はどうか。	
合計		200

(3) ヒアリング

選定委員会が必要と認めるときは、別途通知の上、ヒアリングを実施する場合がある。

(4) 選定事業者の決定

選定委員会において、得点の総計が最も高い事業提案書を提出した者を選定事業者として決定する。

得点の総計が最も高い事業提案書を提出した者が2者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、選定事業者を決定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果はすべての応募者に、書面により通知する。事業者の連合体で応募する場合は、代表事業者に対し通知する。

1 1 選考後の手続

(1) 安全を確認した旨の書面の提出

別紙2「市有建築物の屋根等に太陽光発電設備を設置する際の安全確認について」に示すところにより安全確認を行うこと。また、この安全確認が実施されたことを証する書面を、別途、市が指定する日までに市へ提出すること。

(2) 市との協定の締結

選定事業者は市との間で、市有施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業の実施に関する基本的事項を定めた協定を締結する。

なお、選定事業者と協定の締結その他の協議が整わなかったときは、その決定を取り消すとともに、当該選定に係る審査における得点が次順位の事業提案書を提出した者の同意を得て、同者を選定事業者として決定し、協定の締結等の協議を行う。

(3) 国への設備認定申請及び電力会社との接続契約

選定事業者は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく売電に必要な手続きである国への設備認定申請及び電力会社との接続契約締結を遅滞なく行う。

(4) 使用許可申請

選定事業者は、施設管理者に対し行政財産使用許可申請を行うとともに、施設管理者と協議した上で太陽光発電設備に係る設置工事に着手する。

1 2 その他

(1) 太陽光発電事業における発電設備の故障や劣化、日射量の減少等のリスクは選定事業者が負担する。

(2) 市有施設の使用許可に関し、この要領に定めのない事項については、地方自治法、岡山市財産条例等の関連法令の規定に従うものとする。

(3) 事業提案書の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。

(4) 応募申込書、事業提案書等、提出された書類は返却しない。

(5) 提出された事業提案書の著作権は応募者に帰属する。

(6) 事業提案書について虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合は、失格となることがある。

(7) 提出された事業提案書に係る内容は、審査・選定以外の目的で、応募者に無断で使用しない。ただし、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）による開示請求があった場合は、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる部分を除き、開示請求者に開示するものとする。

(8) 応募者は、太陽光発電事業に関して、選定委員会の委員に対し直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利に取り扱うよう働きかけを行ってはならない。これに反する行為があったと認められる場合、応募資格を失格させ、また、選定事業者として決定された後にそれが判明したときは、当該決定を取り消すことがある。

1.3 問い合わせ先

岡山市環境局環境保全課地球温暖化対策室
所在地〒700-8554岡山市北区大供一丁目2番3号
電話086-803-1282
FAX 086-803-1887
電子メール kankyuhozen@city.okayama.jp

「屋根貸し」対象施設一覧表

施設名	所在地	建築年月	屋根面積(概算垂直投影面積)	屋根形状	建物構造	特記事項	設計 図面	構造計 算書
1 瀬戸町カヌー艇庫	岡山市東区瀬戸町大内1847-1	H18.4	230m ²	陸屋根	鉄骨造平屋建230m ²	通常施設内への立ち入りはないため発電状況表示モニターについては施設利用者への啓発効果は不要	○	
2 御津スポーツパーク	岡山市北区御津高津1566	H9.4	南側770m ²	勾配屋根	鉄筋コンクリート造2階建4,423m ²	屋根修繕H23年12月	○	
3 承芳ふれあい広場	岡山市北区御津紙工2222-1	H9.3	南側68m ² 西側81m ² 東側81m ²	勾配屋根	木造平屋建289m ²	無	○	
4 岡山ふれあいセンター	岡山市中区桑野715-2	H4.7	南側917m ² 西側1,121m ² 東側1127m ²	勾配屋根	鉄骨鉄筋コンクリート造4階建13,248m ²	無	○	○
5 岡山市友楽園	岡山市中区平井四丁目13-33	H12.3	200m ²	陸屋根	鉄筋コンクリート造4階建4,528m ²	平成27年夏以降外壁改修が計画されているため、工事については施設管理者と協議して進めること	○	○
6 児童館ゆう遊プラザ	岡山市東区瀬戸町瀬戸143-2	S57.8	284m ²	陸屋根	鉄筋コンクリート造2階建749m ²	屋上全面に太陽熱利用システムのパネルが設置されている。架台は使用可能、パネルの撤去費用は選定事業者の負担	○	
7 建部浄化センター	岡山市北区建部町中田722-1	H10.4	西側170m ² 東側270m ²	勾配屋根	鉄筋コンクリート造2階建802m ²	風が強く吹き抜けている所です	○	
8 岡山市中央卸売市場 青果低温売場棟	岡山市南区市場1-1	H10.3	700m ²	陸屋根	鉄筋コンクリート造平屋建690m ²	南西側はパイプが在るので、設置する場合はパイプの管理に支障を来さないこと	○	○
9 岡山市立灘崎学校給食センター	岡山市南区片岡805	H元.3	南西140m ² 南東21m ²	勾配屋根	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造2階建530m ²	無	○	

※各施設共通する特記事項 太陽光発電設備設置工事のための施設閉館は行わない。

※上記の対象施設は、太陽光発電設備設置について、施設の構造上の安全を保証するものではないため、公募要領3(2)ウのとおり、選定事業者が安全確認を実施すること。

また、市が電気事業者との協議を行ったものではなく、発電事業を確約するものではない。

※現地見学会は施設の応募状況により、公募要領6(4)に示している期間で施設ごとに設定する。

市有建築物の屋根等に太陽光発電設備を設置する際の安全確認について

市有建築物の屋根又は屋上に民間事業者等が太陽光発電設備を設置する際には、当該民間事業者等（以下「設置者」という）の責任において安全確認を実施することとし、その方法は下記のとおりとする。

記

1 一級建築士による安全確認

建築物の構造に関する安全確認は、太陽光発電設備を設置しようとする建築物の構造図、構造計算書により、事業者において一級建築士により行うこととする。

市は、この安全確認が実施されたことを、協定書締結時に書面により確認する。

【安全確認のポイント】

- ①太陽光発電設備の設置による荷重の増加が、屋根等の積載荷重の範囲内であること
- ②太陽光発電設備が地震や強風に対して安全なように、屋根等に確実に定着されること
- ③太陽光発電設備の架台の下を屋内的用途に使用できないこと